

文部科学省令第二九号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十九号）の施行に伴い、統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八条並びに義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号及び第十号の規定に基づき、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十七年 四月 一日

文部科学大臣 中山 成彬

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号口中「養護助教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、同号八中「規定する職員」の下に「のうち栄養教諭以外の者」を加える。

(学校基本調査規則の一部改正)

第二条 学校基本調査規則(昭和二十七年文部省令第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項の学校の学長、校長(園長を含む。)(」を「学校の長」に改め、「養護助教諭」の下に「及び栄養教諭並びに専修学校及び各種学校の教員」を加える。

(学校教員統計調査規則の一部改正)

第三条 学校教員統計調査規則(昭和二十八年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「(専修学校及び各種学校の助手を除く。)(」を削り、「養護助教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

(義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部改正)

第四条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則(平成十六年文部科学省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一般教職員」の下に「栄養教諭」を加え、「規定する職員」の下に「のうち栄養教諭以外の者」を加える。

第三条を次のように改める。

(栄養教諭等基礎給料月額の算定方法)

第三条 令第一条第六号に規定する栄養教諭等基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等及び市(特別区を含む)以下この条において同じ。)町村立の共同調理場(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下この条において同じ。)の一般教職員である栄養教諭(育児休業者、退職者及び大学院修学休業者を除く。以下この条において同じ。)及び学校栄養職員(育児休業者及び退職者を除く。以下この条において同じ。)の実数で除した額とする。

一 別表第三の月額の欄に掲げる額に当該額に必ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に必ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等の一般教職員である栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

二 別表第五の月額欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等及び市町村立の共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

2 学校栄養職員として在職した者が引き続き栄養教諭として在職している場合の当該栄養教諭に対する前項の規定の適用については、当該者の学校栄養職員としての経験年数に應ずる別表第五の表の月額欄に掲げる額の直近上位の別表第三の月額欄に掲げる額（同表の月額欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあつては、同表の月額欄に掲げる最上位の額）に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の栄養教諭としての経験年数に合算した年数を当該者の栄養教諭としての経験年数とみなす。

第五条第三号中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び栄養教諭」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三条第二項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、「別表第三」とあるのは、「別表第九」と読み替えるものとする。

別表第三中「第二条第三号」の下に「並びに第三条第一項第一号及び第二項」を加える。

別表第五中「第三条及び第五条第五号」を「第二条第一項第二号及び第二項並びに第五条第一項第五号」に改める。

別表第七中「第五条第一号」を「第五条第一項第一号」に改める。

別表第八中「第五条第二号」を「第五条第一項第二号」に改める。

別表第九中「第五条第三号」を「第五条第一項第三号及び第二項」に改める。

別表第十中「第五条第四号」を「第五条第一項第四号」に改める。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令新旧対照表

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

改正案	現行
<p>第八条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法第一条に規定する学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職</p> <p>ハ 学校教育法第一条に規定する学校の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。）、「実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。）の職</p> <p>二（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>第八条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法第一条に規定する学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職</p> <p>ハ 学校教育法第一条に規定する学校の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。）、「実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。）の職</p> <p>二（略）</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）            第三条（略）</p> <p>2 この省令で「教員」とは、<u>学校の長、副学長、学部長、教授、助教授、助手、講師、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭並びに専修学校及び各種学校の教員をいい、「職員」とは、学校の職員で教員以外のものをいう。</u></p> <p>3（略）</p>	<p>（定義）            第三条（略）</p> <p>2 この省令で「教員」とは、<u>前項の学校の学長、校長（園長を含む。）</u>、副学長、学部長、教授、助教授、助手、講師、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭をいい、「職員」とは、<u>学校の職員で教員以外のものをいう。</u></p> <p>3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）            第三条（略）            2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、助教授、助手、講師、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、<u>栄養教諭及び実習助手並びに専修学校及び各種学校の教員をいう。</u></p>	<p>（定義）            第三条（略）            2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、助教授、助手（<u>専修学校及び各種学校の助手を除く。</u>）、講師、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、<u>養護助教諭及び実習助手並びに専修学校及び各種学校の教員をいう。</u></p>

義務教育費国庫負担法第一条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則

(平成十六年文部科学省令第二十八号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(教員基礎給料月額)の算定方法</p> <p>第二条 令第一条第四号に規定する教員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等(同号に規定する小学校等をいう。以下同じ。)の一般教職員(栄養教諭、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。)及び事務職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている者(以下「育児休業者」という。)、休職者及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者(以下「大学院修学休業者」という。))を除く。以下この条において同じ。)(の実数で除して得た額とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>(栄養教諭等基礎給料月額の算定方法)</p> <p>第三条 令第一条第六号に規定する栄養教諭等基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等及び市(特別区を含む。以下この条において同じ。)(町村立の共同調理場(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下この条において同じ。)(の一般教職員である栄養教諭(育児休業者、休職者及び大学院修学休業者を除く。以下この条にお</p>	<p>(教員基礎給料月額)の算定方法</p> <p>第二条 令第一条第四号に規定する教員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等(同号に規定する小学校等をいう。以下同じ。)の一般教職員(寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員をいう。以下同じ。))及び事務職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている者(以下「育児休業者」という。)、休職者及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者(以下「大学院修学休業者」という。))を除く。以下この条において同じ。)(の実数で除して得た額とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>(学校栄養職員基礎給料月額の算定方法)</p> <p>第三条 令第一条第六号に規定する学校栄養職員基礎給料月額は、別表第五の月額の欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等及び市(特別区を含む。以下この条において同じ。)(町村立の共同調理場(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下この条において同じ。)(の一般教職員である学校栄養職員(育児休業者</p>

いて同じ。）及び学校栄養職員（育児休業者及び退職者を除く。以下この条において同じ。）の実数で除した額とする。

一 別表第三の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等の一般教職員である栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

二 別表第五の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等及び市町村立の共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

2 学校栄養職員として在職した者が引き続き栄養教諭として在職している場合の当該栄養教諭に対する前項の規定の適用については、当該者の学校栄養職員としての経験年数に応ずる別表第五の表の月額欄に掲げる額の直近上位の別表第三の月額欄に掲げる額（同表の月額欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあつては、同表の月額欄に掲げる最上位の額）に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の栄養教諭としての経験年数に合算した年数を当該者の栄養教諭としての経験年数とみなす。

（盲学校等教職員基礎給料月額の算定方法）

第五条 令第一条第十号に規定する盲学校等教職員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の盲学校等の小学部及び中学部（公立の盲学校及び聾学校のうち、幼稚部又は高等部のみを置くもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）の一般教職員（育児休業者、退職者及び大学院修学休業者を除く。以下この条において同じ。）の実数で除

及び退職者を除く。以下この条において同じ。）の実数を乗じて得た額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等及び市町村立の共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数で除して得た額とする。

（盲学校等教職員基礎給料月額の算定方法）

第五条 令第一条第十号に規定する盲学校等教職員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の盲学校等の小学部及び中学部（公立の盲学校及び聾学校のうち、幼稚部又は高等部のみを置くもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）の一般教職員（育児休業者、退職者及び大学院修学休業者を除く。以下この条において同じ。）の実数で除

して得た額とする。

一・二 (略)

三 別表第九の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の盲学校等の小学部及び中学部の一般教職員である教諭、養護教諭及び栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

四 (略)

五 別表第五の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の盲学校等の小学部及び中学部の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

六 (略)

2 第三条第二項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、「別表第三」とあるのは、「別表第九」と読み替えるものとする。

別表第三(第二条第三号並びに第三条第一項第一号及び第二項関係)

(略)

別表第五(第三条第一項第二号及び第二項並びに第五条第一項第五号関係)

(略)

別表第七(第五条第一項第一号関係)

(略)

別表第八(第五条第一項第二号関係)

(略)

別表第九(第五条第一項第三号及び第二項関係)

(略)

して得た額とする。

一・二 (略)

三 別表第九の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の盲学校等の小学部及び中学部の一般教職員である教諭及び養護教諭の実数を乗じて得た額の合計額

四 (略)

五 別表第五の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の盲学校等の小学部及び中学部の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

六 (略)

別表第三(第二条第三号関係)

(略)

別表第五(第三条及び第五条第五号関係)

(略)

別表第七(第五条第一号関係)

(略)

別表第八(第五条第二号関係)

(略)

別表第九(第五条第三号関係)

(略)

別表第十（第五条第一項第四号關係）  
（略）

別表第十（第五条第四号關係）  
（略）